

令和2年岩見沢プレミアム建設券事業実施要領

1. 名 称：岩見沢プレミアム建設券
2. 実 施 主 体：岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会
：岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会、岩見沢建設協会
3. 後援（予定）：岩見沢市、岩見沢金融協会、一般社団法人北海道建築士事務所協会空知支部
4. 登 録 事 業 者：改修工事等を請け負う事業者は、岩見沢市内に本社を持つ法人または岩見沢市内で1年以上営業する個人事業者で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認（注）を得た事業者。また、登録事業者は、市内事業者からの建築資材・材料等の購入や、下請け業者についても岩見沢市内の事業者を使用するなど、建設券事業の趣旨である「地域経済の好循環」に貢献するよう努めなければならない。
注：別に登録事業者審査規程を設ける。
5. 登 録 料：無料
6. 換金手数料：額面の3.0%（「岩見沢商工会議所」または「いわみざわ商工会」の会員事業所）
額面の5.0%（上記以外の事業所）
7. プレミアム率：15%
8. 発 行 総 額：621,000,000 円（内 81,000,000 円プレミアム額）
（予定額）
9. 券1口の価格：50,000 円
10. 券1口の額面：57,500 円
11. 購 入 限 度 額：1世帯20口まで（100万円）
（1棟多世帯についても20口まで）
12. 購 入 者 条 件：岩見沢市民限定（事業者及び岩見沢市民以外の方は購入不可）
13. 対 象 工 事：岩見沢市民が所有し、自身が居住する市内の住宅（マンションは専有部分）並びに店舗併用住宅で工事に着手していない、且つ有効期間までに終了する下記工事で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認を受けた登録事業者で行う工事であること。
（1）住宅の新築、増築、改築、修繕、解体及び住宅に付帯する外構工事。
※平成27年～令和元年に岩見沢プレミアム建設券を利用した方も利用可能。
14. 対 象 外 工 事：自社発注する工事（社長等の自宅を自社で工事）
自身が所有していない住宅の工事（借家等）
住宅に付随しない工事（道路、墓地等）
什器・備品等のみの購入（設置工事を伴わないもの）
除雪作業に関する費用の支払い（除雪・排雪・雪下ろし等）
国や道、市などから、助成・補助を受けた工事（一部例外あり）
事業の用に供する資産（店舗・事務所・貸家・貸店舗等）の工事
その他実行委員長が適当でないと判断したもの

15. 申込方法：購入希望者は購入申込書（様式第2号）に身分証明書の写し、工事の見積書の写し及び施工場所を確認できる地図を添付し、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に提出する。岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会は次に定める販売方法により抽選を行い、当選者に対して速やかに決定通知書を発行する。当選者は決定通知書が届きしだい工事等の発注を行う。当選者は購入額を実行委員会指定の口座（空知信用金庫本店、北洋銀行岩見沢中央支店、北海道銀行岩見沢支店、北門信用金庫岩見沢支店、空知商工信用組合岩見沢支店、北海道労働金庫岩見沢支店）に振り込み（振込手数料は当選者負担）、購入引換書（様式第8号）と金融機関が発行する振込金受取書等（原本）を岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会へ提出し、建設券と引換え、登録事業者への工事代金支払いに使用する。

※工事の事前着手（確認通知書発行前の着工）は不可。

※工事の実施が未確定の場合は申込不可。

※購入代金の支払いは金融機関への振り込みのみとする。

※建設券の引き換えは令和2年6月1日（月）からとする。

※インターネットバンキング等からの振り込みは、金融機関が発行する振込金受取書等が発行されないため不可。

※購入希望者に代わり登録事業者が購入引換書等を提出する場合は、委任状を添付すること。

※登録事業者は建設券が使用できる工事であることを確認すること。

※工事の内容によっては追加書類の添付が必要な場合がある。（必要書類については別途実行委員長が定める。）

16. 販売方法：抽選販売とする。抽選は2回行い、対象工事の着工日により区分する。

抽選額面等は、第1回抽選が額面414,000,000円（7,200口）を基準とし、第2回抽選は発行総額から第1回抽選分を差し引いた残り（額面207,000,000円（3,600口）を予定）とする。令和2年6月11日以降にも建設券の残がある場合には先着順で販売する。

①第1回抽選

（1）対象工事：着工日が令和2年4月15日～6月30日までの工事

（2）受付期間：令和2年4月6日（月）～4月13日（月）

（3）抽選日：令和2年4月15日（水）

（4）販売期間：令和2年6月1日（月）～9月30日（水）

②第2回抽選

（1）対象工事：着工日が令和2年6月15日以降の工事

（2）受付期間：令和2年6月1日（月）～6月10日（水）

（3）抽選日：令和2年6月15日（月）

（4）販売期間：令和2年6月15日（月）～9月30日（水）

※販売期間中に建設券の購入がされなかった場合は、購入取り止めとして取り扱うこととし、次の申込者に販売する。

17. 有効期間：令和2年6月1日（月）～令和2年11月30日（月）

18. 周知方法：北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞にチラシ折込を行う。また、市内各所にチラシを配置、専用ホームページを開設。
19. 制約事項：①事業者間の決済行為には使用不可。
②つり銭は出さない。
③建設券の盗難・紛失・破損に対して発行者はその責めを負わない。
④期限を過ぎての利用はできない。
⑤見積金額（税込）を超える額面の購入はできない。
20. 建設券の受取：登録事業者は施工後に建設券を受取り、その建設券に速やかに登録事業者名を記入する（ゴム印等で可）。
21. 換金方法：①建設券に引換確認書（様式第3号）、施工完了報告書（様式第4号）及び「岩見沢プレミアム建設券」利用状況に関するアンケート（様式第5号）を添えて岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に提出する。
※施工完了報告書には着工前と着工後の写真を添付すること。
②岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に持参できるのは令和2年6月1日（月）～令和2年12月18日（金）までの平日9:00～17:00とする。
③岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会は内容を確認後、毎月1～10日までに持参されたものについては当月の20日、11日～20日までに持参されたものについては当月の30日、21日～31日までに持参されたものについては翌月の10日に登録事業者指定口座へ換金額を振り込む。但し、振込日が土日祝日の場合は翌営業日とする。
④指定口座へ振り込む換金額は、建設券額面から振込手数料並びに換金手数料を差し引いた額とする。
⑤振り込みは空知信用金庫本店からとする。
22. その他：①建設券の偽造防止のためコピー不可の対策を施す。
②建設券の見本を登録事業者に配布し、真偽の判別は登録事業者の責任において行う。
③施工業者の行動規範を別に設ける。（別紙参照）
④申請書等に虚偽があった場合には返金を求めることがある。また、登録抹消・公表などの措置を行うことがある。
⑤申込内容と実施工事に相違がないか外部機関による中間検査を行う場合がある。中間検査が実施された場合は、検査への協力を行うこと。